

文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の会議の公開について（案）

平成 2 2 年 月 日  
文化審議会文化財分科会  
世界文化遺産特別委員会決定

文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会においては、「文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の設置について（平成 2 2 年 2 月 1 9 日文化審議会文化財分科会決定）」 2. 調査事項（2）及び（3）に掲げる事項について調査を行う場合には、「文化審議会文化財分科会の会議の公開について（平成 2 2 年 2 月 1 9 日文化審議会文化財分科会決定）」第 9 項で準用する第 1 項ただし書きの（3）に該当することとして取り扱うものとする。